

施策目標個票

(国土交通省24-40)

施策目標	北海道総合開発を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	北海道の資源・特性を活かして我が国が直面する課題の解決に貢献していくとともに、地域の活力ある発展を図るため、「アジアに輝く北の拠点」、「森と水の豊かな北の大地」、「地域力のある北の広域分散型社会」を戦略的目標として掲げ、多様な主体の連携・協働によって、効果的に「新たな北海道総合開発計画」を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	北海道開発予算が年々減少している中、限られた予算で効果をえられるよう、事業効果の高い社会資本整備や産業振興に資する施策を着実に展開している所であるが、業績指標の中には目標達成の見通しが難しい施策があり、これらについては一層の努力が必要である。このような状況を踏まえ、「新たな北海道総合開発計画」本計画の戦略的目標の達成に向け、一層の努力をしていく。なお、H23.7.7政策評価会の意見を踏まえ、北海道総合開発全体をより適切に評価できる指標について検討中。

業績指標	171 農業基盤整備の事業完了地区における担い手への農地の利用集積率の増加	初期値	実績値					評価	目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		27年度
		-	14.6%	13.8%	10.7%	12.6%	10.0%	A-2	7%以上
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	172 北海道における水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		20%	-	20%	21%	23%	26%	B-2	48%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	173 道外からの観光入込客数のうち外国人の数	初期値	実績値					評価	目標値
		17年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		24年度
		51万人(46.4%)	69万人(62.7%)	68万人(61.8%)	74万人(67.3%)	57万人(51.8%)	集計中	B-1	110万人(100%)
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	174 育成林であり水土保持林である森林のうち機能が良好に保たれている森林の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		25年度
		65.3%	65.3%	64.9%	65.8%	66.7%	66.8%	B-1	73.3%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	175 アイヌの伝統等に関する普及啓発活動(講演会の延べ参加者数)	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		24年度
		22,867人	24,262人	26,002人	27,778人	29,441人	31,091人	A-2	31,000人
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	176 北方領土隣接地域振興指標(一人当たり主要生産額)	初期値	実績値					評価	目標
		17年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		24年度
		3.10百万円/人	3,449百万円/人	3,452百万円/人	3,418百万円/人	3,721百万円/人	集計中	A-2	3.10百万円/人以上
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
		当初予算(a)	177,756	147,184	144,072	184,012
予算の状況(百万円)	補正予算(b)	29,115	7,666	77,854	-	/
	前年度繰越等(c)	30,698	31,813	47,689	-	/
	合計(a+b+c)	237,569	186,663	269,615	184,012	/
	執行額(百万円)	203,716	170,912	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)	31,813	14,813	/	/	/
	不用額(百万円)	2,040	938	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成25年6月14日)
-----------------	------------------------

担当部局名	北海道局	作成責任者名	北海道局 参事官(参事官 桜田昌之)	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	------	--------	--------------------	----------	---------

業績指標 171

農業基盤整備の事業完了地区における担い手への農地の利用集積率の増加

評価	
A-2	目標値：毎年度の事業完了地区の利用集積率が7%以上上昇（事業着手前との差）（平成27年度まで毎年度ごと） 実績値：10.0%（平成24年度） 初期値：－

（指標の定義）

基盤整備の完了地区において、農地流動化型の農地整備事業を実施した面積に対する、担い手に利用集積された農地面積の割合（%）の増加。

事業完了時の利用集積率－事業着手前の利用集積率

※利用集積率＝（担い手に利用集積された農地面積／農地流動化型の農地整備事業を実施した面積）×100（%）

（目標設定の考え方・根拠）

北海道では、「北海道農業経営基盤強化促進基本方針」（平成23年3月策定）において、将来的には担い手への農地の利用集積率を約7%上回る程度の水準を目標としている。

こうしたことから、現状では農地の集積が一般的な地域に比べ低調な事業実施地区においても、施策の実施による農業構造改革の進展を意欲的に見込み、北海道全体の目標と同程度の上昇幅を目標として設定する。

なお、本指標は、当該年度に事業が完了する地区における、各地区の事業着手前の農地の利用集積率（基準値）に対する上昇ポイントを目標値としており、対象となる地区が毎年度異なることから、基準値も毎年度異なる。このため、初期値（基準値）は明示していない。

（外部要因）

農産物価格の変化に伴う農地価格等の変化、地元調整の状況、高齢化の進展等による農家構成の変化

（他の関係主体）

農林水産省（事業執行）、地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）

第4章第1節1.（1）（農産物の供給力強化）

新成長戦略（平成22年6月18日）

（4）観光立国・地域活性化戦略 ～農林水産分野の成長産業化～

土地改良長期計画（平成24年3月30日）

第2章 政策課題1 農を「強くする」－地域全体としての食料生産の体質強化－

【閣決（重点）】

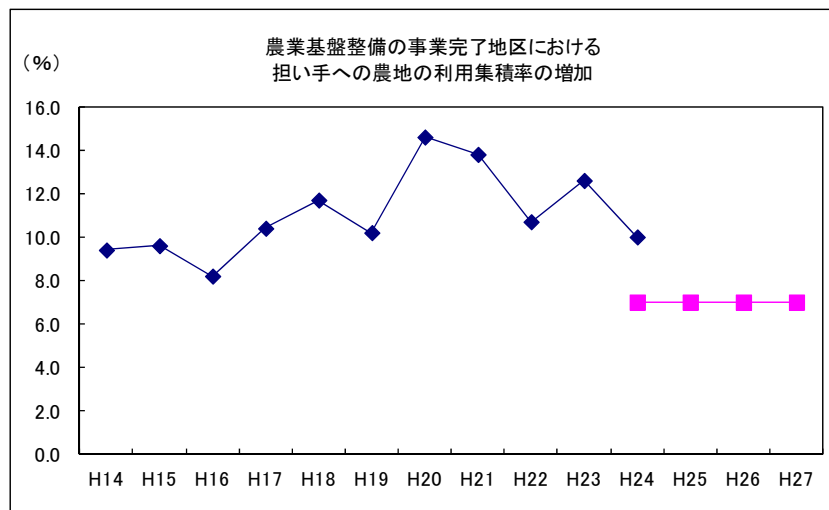
なし

【その他】

我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画

（平成23年10月25日）食と農林漁業の再生推進本部

過去の実績値								(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
8.2%	10.4%	11.7%	10.2%	14.6%	13.8%	10.7%	12.6%	10.0%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

ほ場の大区画化等の基盤整備を推進し、経営規模の拡大、担い手の育成等を通じ、食料供給力を強化し、食の供給基地としての役割を一層高める。

予算額：北海道開発事業費 農用地再編整備事業費 76億円 (平成24年度)
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助 70億円の内数 (平成24年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

事業実施地区においては、大区画化等の実施に伴い、担い手への農地の利用集積が順調に進んだと考えられ、平成24年度指標実績値は10.0%と目標値(7%)を超える水準となった。

(事務事業の実施状況)

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画に基づき、食料供給力の強化と食にかかわる産業の高付加価値化・競争力強化に関する施策を実施している。

平成24年度は、農地の利用集積を促進させる事業を117地区で実施するなど、農業生産基盤の整備を重点的に実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成24年度実績値は目標値を達成したが、北海道における農業生産性の向上と食料供給力の確保を図るためには、引き続き担い手の育成・確保の契機となるほ場の大区画化等の基盤整備を推進する必要があることから、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：北海道局農林水産課(課長 永嶋 善隆)

業績指標 172

北海道における水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量の割合

評価	
B-2	目標値：48%（平成28年度） 実績値：26%（平成24年度） 初期値：20%（平成21年度）

（指標の定義）

北海道における水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量の割合。

（高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量／北海道における水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物取扱量）×100（%）

※高度な衛生管理対策・・・鳥獣等の進入防止、清潔な漁港内利用水の確保等のための屋根付き岸壁、清浄海水導入施設等の施設整備及び定期的な水質検査、魚介類の直置き禁止等漁港関係者の取組による水産物の陸揚げから出荷までの一貫した衛生管理対策

（目標設定の考え方・根拠）

漁港・漁場・漁村の整備の長期的な方向性を示す第3次漁港漁場整備長期計画（平成24年3月閣議決定、計画期間：平成24～28年度）においては、水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、高度な衛生管理下で出荷される水産物の割合を、29%（平成21年度）から概ね70%に向上させることを目標としている。

北海道においては、初期値が全国29%に対し北海道が20%と差があり、全国の伸び率（21年度→28年度：2.4倍）と同程度の伸び率を目指すこととする。

（外部要因）

水産物の価格の変化、輸出先の衛生基準の動向、地元調整の状況等

（他の関係主体）

農林水産省（事業執行） 国、地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

○地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）

漁港における水産物の衛生管理の高度化等を推進

第4章第1節1.（1）（水産物の供給力強化）（2）食の安全の確保

○水産基本計画（平成24年3月23日）

鮮度保持・細菌等の混入防止などの高度な品質・衛生管理対策を推進

第2の6（3）ア 漁港における品質・衛生管理対策の推進

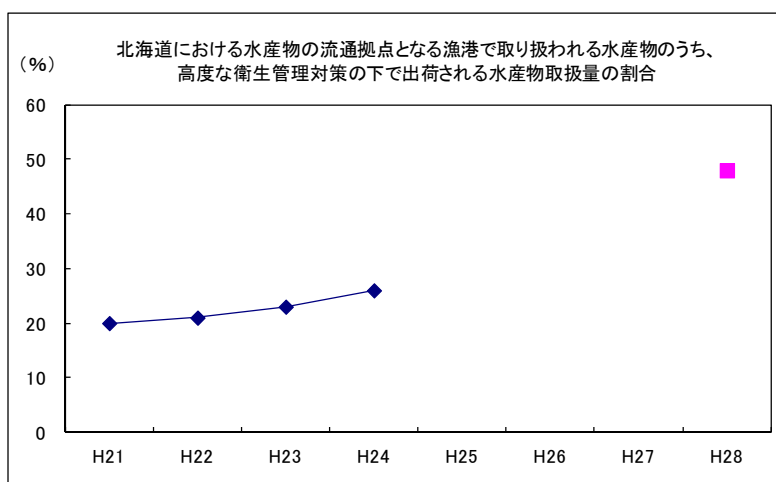
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H21	H22	H23	H24	
20%	21%	23%	26%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

北海道における水産基盤整備を通じて、漁港における水産物の衛生管理の高度化等を推進するとともに、産地市場の統廃合や市場機能の強化を促進し、水産物の供給力強化を図る。

予算額：北海道開発事業費	特定漁港漁場整備費	1 1 1 億円の内数（平成 2 4 年度当初予算）
	水産流通基盤整備事業	2 1 億円の内数（平成 2 4 年度当初予算）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

当該施策の指標が目標達成するためには、平成 2 4 年度実績値が 3 2 % になる必要がある。しかし、当該施策は、水産基盤整備による水産物の衛生管理の高度化に資する施設の完成後、漁業関係者による定期的な水質検査等ソフト対策が講じられることにより達成されるため、計画期間前半の伸びは低くなり、後半、伸びるものと考えられる。

(事務事業の実施状況)

当該施策は、地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画に基づき施策を実施しており、平成 2 4 年度においては、水産物の流通拠点となる 3 2 漁港を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 2 4 年度の実績値は、目標達成に向けた成果を示していない。しかし、北海道開発局、北海道庁等関係機関と連携し、漁業関係者によるソフト対策の強化を図ることにより目標達成が可能と考え、引き続き、当該施策を維持することとする（評価：B-2）。

平成 2 5 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 2 5 年度)

なし

(平成 2 6 年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局農林水産課（課長 永嶋 善隆）

業績指標 173

道外からの観光入込客数のうち外国人の数

評価

B-1	目標値：110万人（100%）（平成24年度） 実績値：57万人（51.8%）（平成23年度） 初期値：51万人（46.4%）（平成17年度）
-----	---

（指標の定義）

全国観光統計基準により北海道が定めた「北海道観光入込客数調査要領」に基づく「北海道観光入込客数調査」における訪日外国人来道者数（実人数）。北海道を訪れた外国人について、「宿泊施設調査」などにより推計した人数である。

※実人数とは、各市町村の観光入込客数や観光動態調査などにより推計した北海道における観光入込客の実人数。

（目標設定の考え方・根拠）

平成20年度を初年度とする「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」（平成20年7月閣議決定）の主要施策のうち、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりに向けた観光の振興の進捗状況を示す一般的な指標として設定。

北海道が平成20年3月に策定した「北海道観光のくにつくり行動計画」及び「北海道外客来訪促進計画」においては過去の来道外国人観光入込客数の実績値等から同様の目標が設定されている。

（外部要因）

海外の社会・経済動向、国内の社会・経済動向、為替レートの動向等

（他の関係主体）

関係府省庁（観光立国推進基本計画に基づき連携）、地方公共団体（独自の観光振興関連施策の実施）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）

第4章第1節2. 国際競争力の高い魅力ある観光地づくりに向けた観光の振興

観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）

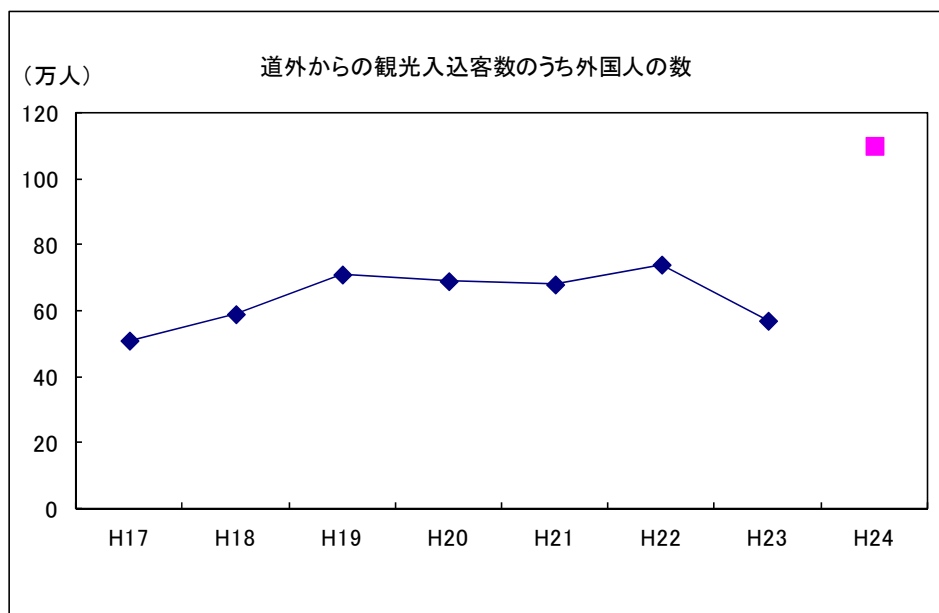
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値							(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
51万人 (46.4%)	59万人 (53.6%)	71万人 (64.5%)	69万人 (62.7%)	68万人 (61.8%)	74万人 (67.3%)	57万人 (51.8%)	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

国際競争力の高い魅力ある観光地づくりに向けた観光の振興に関する施策を実施

関連する事務事業の概要

観光立国推進基本計画に基づく関係府省庁の施策、地方公共団体独自の観光振興に関する施策

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度の実績値は集計中であるが、目標達成は困難と考えられる。上半期の訪日外国人来道者数が、東日本大震災の影響に伴う落ち込みから回復し、前年同期比79%増の37万5,500人となった。国・地域別では台湾やタイからの来道者数は堅調な伸びを見せているが、韓国など一部の国・地域では円高の影響により回復の遅れが見られた。

(事務事業の実施状況)

平成24年度は、北海道局において、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成に向けた施策（シーニックバイウェイ北海道の推進、新千歳空港における国際空港機能の向上、北海道における滞在・周遊型観光の推進のための社会資本整備等）を実施した。また、関係府省庁においては、観光立国推進基本計画に記載の施策を実施し、北海道をはじめとする地方公共団体においても観光振興に関する取組を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、世界的な景気後退、東日本大震災など、国内外の社会情勢により影響を受けたため、目標達成は困難と考えられる。平成24年度紙半期には訪日外国人客数は東日本大震災発生前程度に回復しており、我が国の観光立国を推進する上でも、台湾、東南アジア各国などアジア各国・地域からの観光客に人気の高い北海道において、今後より一層インバウンド観光推進の取組を強化すべきであり、第7期北海道総合開発計画中間点検をふまえて、具体的な施策を検討していることからB-1と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

北海道産品輸出拡大と併せた東南アジア等への観光情報発信

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局参事官（参事官 桜田 昌之）

業績指標 174

育成林であり水土保持林である森林のうち機能が良好に保たれている森林の割合

評 価

B-1	目標値：73.3%（平成25年度） 実績値：66.8%（平成24年度） 初期値：65.3%（平成20年度）
-----	---

（指標の定義）

国土の保全や水源かん養機能の発揮が特に期待される水土保持林のうち、民有林の3～12歳級の育成林において、間伐等（複層林・長伐期林への誘導及び治山事業を含む）の実績等により、その機能が良好に保たれている森林の割合を算出する。

（間伐等により良好に機能が保たれている面積／水土保持林のうち民有林の育成林の面積（約55万ha））×100（%）

（目標設定の考え方・根拠）

森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、森林の適切な整備・保全を図ることが重要である。この成果を把握するため、森林の整備・保全が計画的に実施された場合に、機能が良好に保たれている森林の割合を目標値として設定する。

具体的には、森林整備事業及び治山事業の事業計画である「森林整備保全事業計画」（平成21年4月24日閣議決定、計画期間：平成21年度から5カ年）において、育成途中の水土保持林のうち土壌を保持する能力や水を育む能力が良好に保たれていると考えられる森林の割合を、平成25年度までの5年間に7.1%から7.9%に維持向上させることが設定されている。北海道の育成林においても毎年同程度の水準の森林整備の実施を確保することが必要であることから、同程度の上昇率を目標値として設定する。

（外部要因）

木材価格、作業道等路網整備、高性能林業機械の導入状況、森林所有者の不在村化・高齢化等

（他の関係主体）

農林水産省（事業執行）、地方公共団体、森林組合、森林所有者（事業者）等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- 地球環境時代を先導する新たな北海道開発計画（平成20年7月4日）
第4章第2節（1）（重視すべき機能に応じた森林づくりの推進）
- 森林・林業基本計画（平成23年7月26日）
第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標
2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標
- 森林整備保全事業計画（平成20年10月21日）
第2 事業の目標及び事業量
1 事業の目標
（1）森林の水土保持機能の高度発揮による「国民が安心して暮らせる社会の実現」
- 全国森林計画（平成23年7月26日）
I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
2 森林の整備及び保全の目標

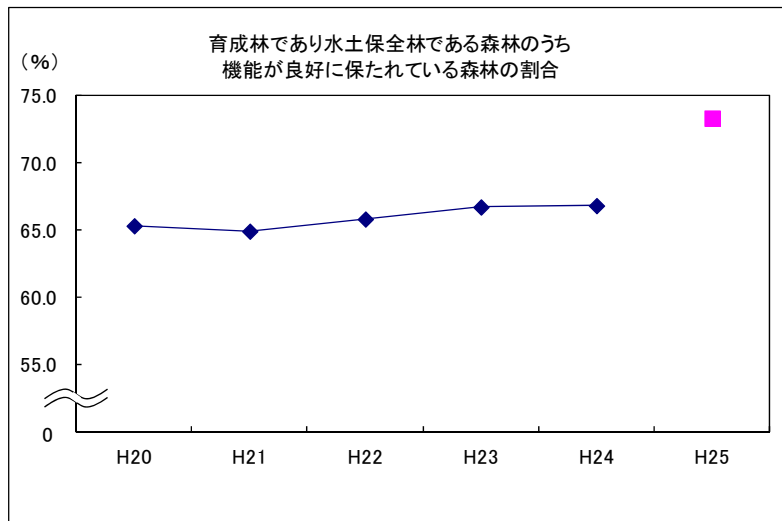
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
65.3%	64.9%	65.8%	66.7%	66.8%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

森林の有する様々な多面的機能を持続的に発揮させるとともに森林吸収目標の達成に向けて、間伐、針広混交林化、複層林化、長伐期化等の実施による多様で健全な森林の整備、機能の低下した保安林の整備等を推進する。

予算額：北海道開発事業費	森林環境保全整備事業費補助	6.3億円の内数（平成24年度）
	美しい森林づくり基盤整備交付金	0.4億円の内数（平成24年度）
	治山事業費補助	2.8億円の内数（平成24年度）
	農山漁村地域整備交付金	8.6億円の内数（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

京都議定書の目標達成のためにCO₂削減に向けた森林吸収源対策を推進するための間伐等の森林整備が積極的に推進された一方で、木材価格が低迷している中で森林所有者等の施業意欲の低下等により間伐等の施業が十分に行われなかった面もあると考えられ、平成24年度は平成23年度に引き続き指標が上昇したが、目標には達していない。

なお、間伐等が実施されなければ森林の機能が良好に保たれないことから、平成20年度から事業が実施されない場合、平成24年度の指標は5.2%まで低下すると推測される。

(事務事業の実施状況)

地球環境時代を先導する新たな北海道開発計画に基づいて施策を実施しており、平成24年度においては、森林の有する多様な機能を持続的に発揮させるとともに森林吸収目標の達成に向けて間伐等の森林整備を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成24年度の実績値は、目標達成に向けた成果を示していない。森林の有する多様な機能の持続的な発揮とともに森林吸収源対策を推進するため、適正な間伐等を更に推進していく必要があり、具体的には間伐等の事業量を増加させていくとともに、施業の低コスト化により森林所有者等の施業意欲を高めていくこととし、B-1と評価した。

平成25年度においては、平成24年度補正予算と併せて平成24年度当初比1.66倍の森林整備事業の予算措置がなされるほか、持続的森林経営確立総合対策実践事業（新規）、森林整備地域活動支援交付金等による森林経営計画の作成や路網整備の促進により施業の低コスト化が推進され、目標達成に向けた取組が加速化されると見込んでいる。

また、地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画においても、森林について、重視すべき機能に応じた望ましい森林の姿に誘導することが必要であるとしている。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

持続的森林経営確立総合対策実践事業

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局農林水産課（課長 永嶋 善隆）

業績指標 175

アイヌの伝統等に関する普及啓発活動（講演会の述べ参加者数）

評価

A-2	目標値：31,000人（平成24年度） 実績値：31,091人（平成24年度） 初期値：22,867人（平成19年度）
-----	---

（指標の定義）

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成9年法律第52号。以下「アイヌ文化振興法」という。）に基づく普及啓発活動として、公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が北海道内外各地で実施する講演会の述べ参加者数を指標とする。

（目標設定の考え方・根拠）

アイヌ文化振興法は、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する普及啓発の施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的としている。同法に基づき、公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構がアイヌの伝統や文化をテーマとした講演会を実施している。当該講演会は、平成10年度から全国各地で実施しているものであるが、広く一般国民に普及させるためには、今後も継続的に行うことが重要である。以上の理由から、「講演会の述べ参加者数」をアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発の業績指標として設定する。

目標値は、過去5年間の講演会参加者数の年平均値を算出し、目標年度までの5か年分を延べ人数に累計し設定している。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

文化庁（アイヌ文化振興法を共管）

北海道（アイヌ文化振興法の関係都道府県）

公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（事業主体、アイヌ文化振興法の指定法人）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）

第4章第2節（1）（自然とのかかわりが深いアイヌ文化の振興等）

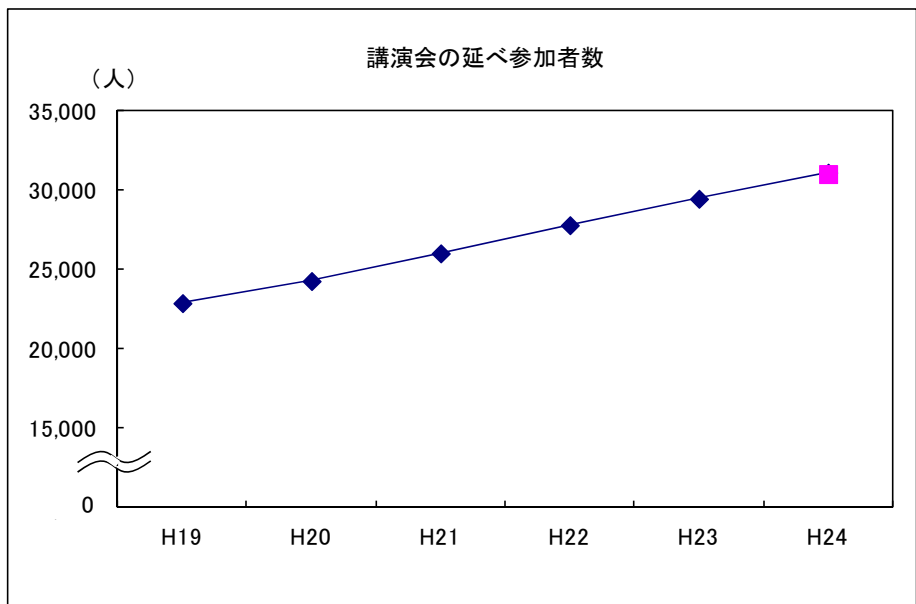
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	H24
22,867人	24,262人	26,002人	27,778人	29,441人	31,091人



事務事業の概要

主な事務事業の概要

アイヌ文化振興法に基づき、アイヌの伝統等に関する普及啓発を図るため、アイヌの伝統及び文化に関する広報情報の発信、アイヌの伝統等をテーマとした講演会の開催等の施策を進める。

予算額：北海道総合開発推進費 アイヌ伝統等普及啓発等事業費補助金 1.09億円の内数（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

目標年度において、設定した目標値を達成した。

（事務事業の実施状況）

アイヌの伝統等について広く一般国民に普及啓発を進める上で必要な施策であることから、北海道内外各地で講演会を開催した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標年度である平成24年度において、目標値を達成した。アイヌの伝統等の普及啓発を図るため、引き続き講演会を開催する必要があることから、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 北海道局総務課アイヌ施策室（室長 小山 寛）

業績指標 176

北方領土隣接地域振興指標（一人当たり主要生産額）

評価

A-2

目標値：3.10百万円/人以上（平成24年度）
 実績値：3.721百万円/人（平成23年度）
 初期値：3.10百万円/人（平成17年度）

（指標の定義）

一人当たり主要生産額～北方領土隣接地域（根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町）の人口一人当たりの地域の主要産業（農業、漁業、製造業）の生産額。

（目標設定の考え方・根拠）

北方領土隣接地域における産業の振興及び交流の推進に係る施策を推進し、地域の振興及び住民の生活の安定の充実を図る。

（外部要因）

国内の経済動向の変動、農産物生産量、漁獲量、気候の変動

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）
 第4章第3節（4）多様で個性的な北国の地域づくり

【閣決（重点）】

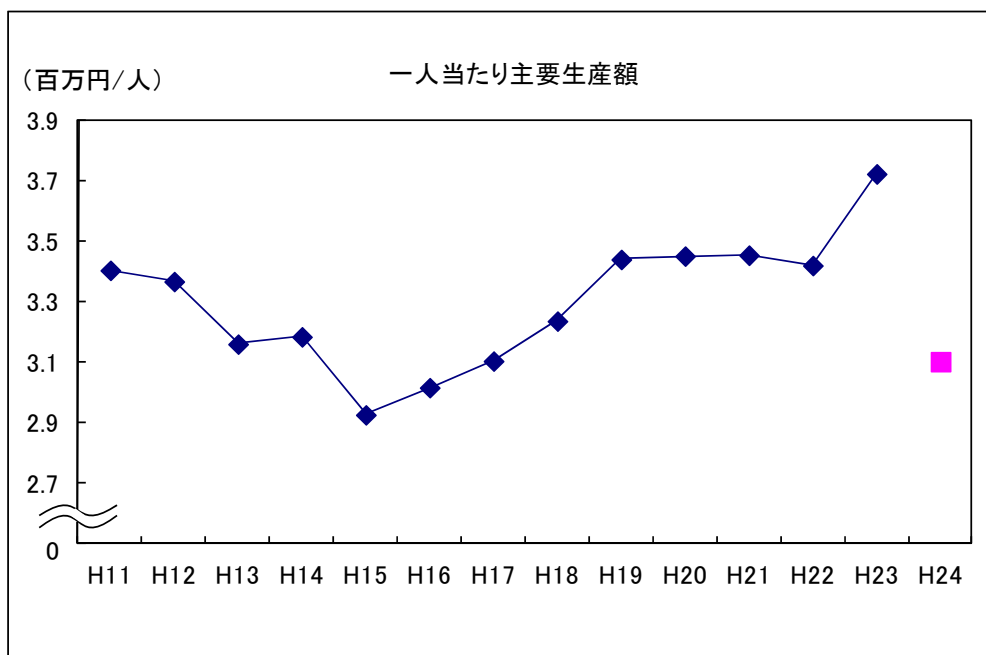
なし

【その他】

なし

過去の実績値（年度）

H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
3.365	3.158	3.182	2.924	3.014	3.102	3.234	3.438	3.449	3.452	3.418	3.721	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図るため、同地域の産業振興及び交流推進に資する事業に要する経費の一部（2分の1以内）を補助する。

予算額：北海道総合開発推進費 北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金 1.0億円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

一人当たり主要生産額について、平成24年度の実績値は集計中であるが、この年度において水産資源増大対策事業及び地域産業高度化事業といった地域の産業振興に資する事業を平成24年度3市町で実施したところであり、その執行については順調に終了した。また平成23年度の実績値は隣接地域全体で3.721百万円/人と目標値を上回っており、平成24年度についても事業実施により目標が達成されると推測される。

（事務事業の実施状況）

平成16年度から北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金により、隣接地域の市町が実施する産業振興及び交流推進に資する事業を支援し、事業実施市町については指標の初期値を概ね維持又は上回り、目標の達成が見込まれる。今後の地域の状況を踏まえつつ、当該施策を実施する必要がある。

課題の特定と今後の取組みの方向性

一人当たり主要生産額については、平成23年度の実績値が目標値を上回り、平成24年度についても産業振興事業を実施しており、特段の外部要因等もなかったため、目標達成が見込まれる。

平成25年度については、新たに策定された「第7期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」（以下、第7期振興計画。）に基づき、魅力ある地域社会の形成に向けた重点的な取組のソフト施策に係る事業を対象とするよう本補助金の対象事業の見直しを行い、引き続き隣接地域の安定振興を図る観点から補助金事業として継続することとし、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

新たに策定された第7期振興計画に基づき、魅力ある地域社会の形成に向けた重点的な取組のソフト施策に係る事業を対象とするよう本補助金の対象事業を見直した。

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局参事官（参事官 桜田 昌之）